山口地方法務局岩国支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
山口地方法務局柳井出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
松江地方法務局出雲支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
佐賀地方法務局鳥栖出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
佐賀地方法務局唐津支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
鹿児島地方法務局種子島出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
那覇地方法務局石垣支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
山形地方法務局村山出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
青森地方法務局十和田支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
旭川地方法務局紋別支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	
松山地方法務局四国中央支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十一月一日	

○財務省・農林水産省告示第十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分四厘」を「年一分三厘」に、「年一分五厘五毛」を「年一分四厘五毛」に、「年二分五厘五毛」を「年二分四厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分三厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十一号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文化庁告示第五十七号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年十月七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十三年十月二十日

文化庁長官　近藤　誠一

霊友会福祉センター（ただし、霊友会法友文庫点字図書館が実施する業務に限る。）